

京都市消防局訓令乙第17号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第1条庶務課の項第2号中「部長会議」を「企画課の所管に属するもの」に改め、同条企画課の項第5号中「部長会議」を「部長会議等」に改め、同項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附属機関等に関すること。

第1条人事課の項第5号中「考課」を「人事評価及びその活用」に改める。

第2条第3号中「機器」を「器具」に改め、同条第14号中「遠隔移報システム等」を「即時通報」に改め、同条第24号中「予防査察」を「査察」に、「違反是正」を「違反処理」に改める。

第3条情報通信課の項第7号中「通信従事者」を「無線従事者」に改める。

第6条中「並びに」を「及び」に、「局長」を「消防局長（以下「局長」という。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)